



「こいのぼり」

TAINS だより春号をお届けします。

今年も、昨年に引き続き、新型コロナウイルスの影響で激動の確定申告期でした。まん延防止等重点措置が発令されている地域もあり、今後も皆様方の業務に甚大な影響が考えられます。

このようなテレワークが推奨される環境下においても、昨年にバージョンアップしました TAINS6 .1 が皆様の税理士業務により役立つように改良を重ねてまいります。皆様方のより一層のご愛顧賜りますようよろしくお願いいたします。

一般社団法人 日税連税法データベース
上田 健一

Contents / 目次

2021 春号
VOL27 No.226

- 特別寄稿 令和3年度税制改正のあらまし ————— 2
東京税理士会 中島孝一
- メールニュース (2021年1月~2021年3月収録) ———— 13
- TAINS研修 ————— 18
- DB収録情報、会員数 ————— 21

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君
(消費税担当)



もろ君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



ところ君
(所得税担当)

令和3年度税制改正のあらまし

東京税理士会 中島 孝一

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられた。

また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設され、加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応・住宅ローン控除の特例の延長等が行われた。

具体的には、次のとおり税制改正が行われた。

[1] 個人所得課税

1 住宅ローン控除の見直し

(1) 住宅ローン控除の控除期間 13 年間の特例及び床面積要件の見直し

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の特例措置が講じられた（新型コロナ特法6の2）。

① 控除期間 13 年間の特例の延長

住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例が適用できることになった。

（注）上記の「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。

イ 居住用家屋の新築 ⇒ 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

ロ 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等 ⇒ 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

② 床面積要件の見直し

上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用できることになった。

ただし、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋に係る上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されない。

（注1）上記①及び②について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。

（注2）上記①及び②について、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても同様の措置が講じられた。

③ 要耐震改修住宅の取得をして耐震改修をした場合の特例等

要耐震改修住宅の取得をして耐震改修をした場合の特例、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置が講じられた。

財務省資料

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏ま えた上乗せ 措置の弾力化		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10% 引上げに伴う 反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 =50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への 引上げ時に反動減 対策として 拡充した措置	平成26年4月入居～		R3年末までの入居 控除期間 10年	

(注) 前頁のとおり、令和3年度改正は新型コロナ特例法の控除期間 13 年間の特例の1年延長などであり(上段の2項目)、措置法 41 条関係の法律の適用期限は令和3年 12 月 31 日であることから(下段の2項目)、措置法 41 条関係の延長を含めた見直しは、令和4年度改正において会計検査院からの指摘項目(1%控除の適否)とともに検討されることになる。

(2) 住宅ローン控除の対象となる既存住宅等の証明方法の拡充

税務署長が納税者から提供された既存住宅等に係る不動産識別事項等を使用して、入手等をした当該既存住宅等の登記事項により床面積要件等の確認ができた住宅を、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の対象となる既存住宅等を含めることとされ、令和4年1月1日以後に確定申告書を提出する場合について適用される。

2 総合課税の対象となる社債利子等の範囲の整備

同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払を受けるものは、総合課税の対象とされることになった(措法 3、37 の 10)。

また、当該個人及びその親族等が支払を受けるその同族会社が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とされる。

(注1) 上記の「法人と特殊の関係のある個人」とは、法人との間に発行済株式等の 50%超の保有関係がある個人等をいう。

(注2) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用される。

3 セルフメディケーション税制の延長及び見直し

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、次の措置を講じた上、その適用期限が5年延長された(所法 45、措法 41 の 17)。

(1) 対象医薬品の範囲の見直し

本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しが行われた。

- ① 所要の経過措置(5年未満の必要範囲内)を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものが除外される。
- ② スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品(スイッチOT

C医薬品を除く)で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの(3薬効程度)が対象に加えられる。

(注1) 上記の具体的な範囲については、専門的な知見を活用して決定される。

(注2) 上記の改正は、令和4年分以後の所得税について適用される。

(2) 手続の簡素化

健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類(以下「取組関係書類」という)については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示が不要となる。

この場合において、税務署長は確定申告期限等から5年間、当該取組関係書類の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該取組関係書類の提示又は提出をしなければならないことになる。

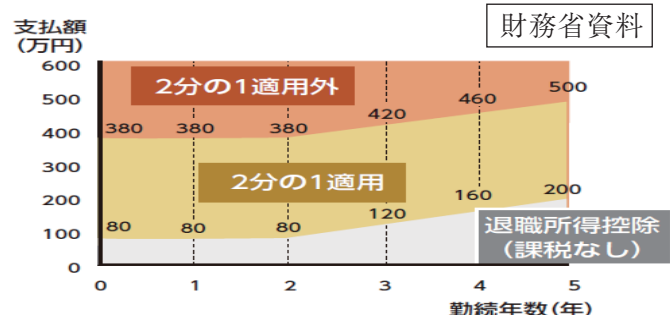
(注1) 確定申告書の提出の際に添付すべき医薬品購入費の明細書には、その取組に関する事項を記載しなければならない。

(注2) 上記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用される。

4 退職所得課税の適正化

現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動性等に配慮しながら、退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分の金額について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外されることになった(所法 30、201、203)。

上記の改正は、令和4年分以後の所得税について適用される。



5 特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直し

特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除及び所得税額の特別控除について、その対象と

なる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかでない寄附金が除外されることになった（所法 78、措法 41 の 18 の 2）。

6 申告義務のある者の還付申告書の提出期間の見直し

所得税の確定申告等について、次の措置が講じられ、令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税について適用される（所法 120～123 他）。

(1) 還付申告者の申告義務の見直し

その計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき又は控除しきれなかった予納税額があるときは、確定申告書の提出を要しないこととし、この場合における確定申告書の提出期間は、現行の申告義務のない者の還付申告書の提出期間（その年の翌年1月1日から5年間）と同様とする。

(2) 財産債務調書の提出義務者の範囲の維持

上記 (1) の改正に伴い、財産債務調書の提出義務者の範囲について現行と同様とするほか、所要の措置が講じられた。

7 源泉徴収関係書類の電子提出に係る税務署長の承認の廃止

給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」という）の支払を受ける者が、給与等の支払をする者に対し、次に①から⑨掲げる源泉徴収関係書類の書面による提出に代えて当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払をする者が受けるべき税務署長の承認を不要とするほか、これに伴う所要の措置が講じられ、令和3年4月1日以後に提出する源泉徴収関係書類について適用される（所法 198、203、203 の 6）。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 給与所得者の基礎控除申告書
- ⑤ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑥ 給与所得者の住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除申告書
- ⑦ 所得金額調整控除申告書
- ⑧ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑨ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

[2] 資産課税

1 国際金融都市に向けた外国人に係る相続税等の納税義務の見直し

高度外国人材等の日本での就労を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が取得する国外財産を相続税の課税対象から除外することとされた（相法 1 の 3、1 の 4）。

財務省資料

	日本に滞在中に死亡した外国人 (被相続人)の滞在期間	相続人が外国に居住 (例:本国に住む家族)	相続人が日本に居住 (相続開始前15年中10年以下)
改正前	10年以下	日本国内の財産にのみ課税	
	10年超	日本国内及び国外の財産に課税	
改正後	入管法別表第一の在留資格で居住 (居住期間を問わない)	日本国内の財産にのみ課税 (国外財産に課税しない)	

(注)入管法別表第一:高度専門職、経営・管理、研究など、日本で就労等する際に付与(永住者等は含まない)。

2 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長及び見直し

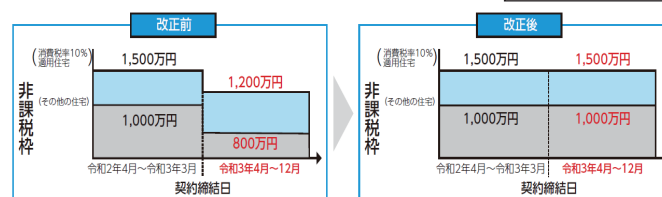
(1) 非課税限度額・床面積要件の見直し

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置が講じられた。

① 非課税限度額の引上げ

令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額を、次のとおり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げられた（措法 70 の 2）。

財務省資料



(注)上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠は、それぞれ500万円減。

② 床面積要件の引下げ

受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が 40 m²以上（改正前：50 m²以上）に引き下げられた。

(注 1) 上記の改正は、東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置についても同様とされる。

(注 2) 上記の改正は、令和3年1月1日以後に贈与

により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用される。

(2) 既存住宅等の証明方法の拡充

税務署長が納税者から提供された既存住宅用家屋等に係る不動産識別事項等を使用して、入手等をした当該既存住宅用家屋等の登記事項により床面積要件等を満たすことの確認ができた住宅が、本措置の対象となる既存住宅用家屋等に含められた。

(注) 上記の改正は、令和4年1月1日以後に贈与税の申告書を提出する場合について適用される。

3 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の延長及び見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、適用期限が2年延長された(措法70の2)。

(1) 贈与者死亡時の残高は相続財産に加算

信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において、受贈者が次のイからハに該当する場合を除く)には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなされることになった。

イ 23歳未満である場合

ロ 学校等に在学している場合

ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注) 上記の「管理残額」とは、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額をいう(次の(2)において同じ)。

(2) 相続税額に対する2割加算

上記(1)により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とされることになった。

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用される。

4 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の延長及び見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限が2年延長された(措

法70の2の3)。

(1) 相続税額に対する2割加算

贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、当該贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額が相続税額の2割加算の対象とされた。

(注1) 上記の「管理残額」とは、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額をいう。

(注2) 上記の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用される。

(2) 受贈者の年齢要件の引下げ

受贈者の年齢要件の下限が、18歳以上(現行：20歳以上)に引き下げられる。

(注) 上記の改正は、令和4年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用される。

5 各種納税猶予制度の見直し

次の納税猶予制度について、見直しが行われた。

(1) 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度に係る特定美術品の範囲の見直し

特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度について、登録有形文化財登録基準の改正を前提に、適用対象となる特定美術品の範囲に製作後50年を経過していない美術品のうち一定のものが加えられた(措法70の6の7関係)。

(2) 個人版事業承継税制における特定事業用資産の範囲の拡充

個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用対象となる特定事業用資産の範囲に、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた乗用自動車青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの(取得価額500万円以下の部分に対応する部分に限る)が加えられた(措法70の6の8関係)。

(3) 法人版事業承継税制における後継者要件の緩和

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度について、次に掲げる場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において特令認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けることができることになった(①については、一般措置についても同様とする)(措法70の7関係)。

① 被相続人が70歳未満(改正前：60歳未満)で死亡した場合

② 後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計

画に特例後継者として記載されている者である場合
 (4) 農地等に係る相続税等の納税猶予制度に係る農地等を収用交換等により譲渡した場合における利子税の取扱い

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を、収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の適用期限が5年延長された（措法70の8）。

6 土地に係る固定資産税等の負担措置の見直し

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

① 負担調整措置の仕組みを継続

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みが継続された。

② 令和3年度限りの措置

新型コロナウイルスの影響を考慮した上で、令和3年度限りの措置として、負担調整措置等により増加する全ての土地について、前年度の税額に据え置く措置が講じられた。

(2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置

固定資産税の改正に伴う所要の改正が行われた。

7 土地の売買に係る登録免許税の軽減措置の延長

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用期限が2年延長された（措法72）。

内容	課税標準	税率	軽減税率（措法72）
売買	不動産の価額	1,000分の20	令和3年3月31日までの間に登記を受ける場合 1,000分の15
相続、法人の合併又は共有物の分割	不動産の価額	1,000分の4	—
その他（贈与・交換・収用・競売等）	不動産の価額	1,000分の20	—

8 相続に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置の延長

相続に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置について、適用対象となる登記の範囲に、表題部所有者の相続人が受ける土地の所有

権の保存登記を加えた上、その適用期限が1年延長された（措法84の2の3）。

[3] 法人課税

1 DX投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の事業適応計画について同法の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、その事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法の事業適応の用に供するためにソフトウェアの新設若しくは増設をし、又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限る）の支出をした場合には、次の措置が講じられる（措法42の12の7）。

(1) 事業適応設備の取得価額に対する特別償却と税額控除との選択適用

取得等をして国内にある事業の用に供した事業適応設備の取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には5%）の税額控除との選択適用ができる。

(2) 繰延資産の額に対する特別償却と税額控除との選択適用

上記の繰延資産の額の30%の特別償却とその繰延資産の額の3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には5%）の税額控除との選択適用ができる。

財務省資料

事業適応計画

○事業適応計画の認定要件を満たした上、次の要件について主務大臣から確認を受ける必要。

1. デジタル(D)要件（データ連携・共有、レガシー回避、サイバーセキュリティ）

- ◆他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと既存内部データとを合わせて連携すること
- ◆クラウド技術を活用すること
- ◆情報処理推進機構が審査を行う認定(DX認定)

2. 企業変革(X)要件（ビジネスモデルの変革、アウトプット、全社戦略）

- ◆商品の製造原価が8.8%以上削減されること等
- ◆生産性向上や売上高の上昇の目標を定めること
- ・計画期間内で、ROAが2014年～2018年平均を基準値として1.5%ポイント向上
- ・計画期間内で、売上高伸び率≧過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント
- ◆投資総額が売上高比0.1%以上であること



課税の特例の内容

●認定された事業適応計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	税額控除	特別償却
ソフトウェア 繰延資産 機械装置 器具備品	3% 【他社とのデータ 連携に係るもの】 5%	30%

※設備投資総額の上限:300億円

(注1)クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用(繰延資産)

(注2)機械装置及び器具備品にあっては、ソフトウェア又は繰延資産と連携して使用するものに限る。

(注3)税額控除の控除上限は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

課税の特例の内容

●認定された事業適応計画に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資について、以下の措置を講じる。

1. 需要開拓商品生産設備

対象設備	税額控除	特別償却
機械装置	10%	50%

2. 生産工程効率化等設備

対象設備*	税額控除	特別償却
機械装置 器具備品 建物附属設備 構築物	5% 【目標が10%以上 向上の場合】 10%	50%

(*)導入される設備が事業所の炭素生産性を1%向上させることを満たす必要。

※設備投資総額の上限:500億円

(注)税額控除の控除上限は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

2 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の中長期環境適応計画について同法の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その中長期環境適応計画に記載された産業競争力強化法の中長期環境適応生産性向上設備又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の50%の特別償却とその取得価額の5%（温室効果ガスの削減に著しく資するものにあつては10%）の税額控除との選択適用ができることとされた（措法42の12の7）。

財務省資料

事業適応計画

【計画の経済産業大臣の認定】

1. 脱炭素化を加速する製品を生産する設備

（需要開拓商品生産設備）

- ①需要開拓商品*の生産を行うために不可欠な機械装置であること
- ②専ら需要開拓商品の生産に使用されること

(※)燃料電池・化合物パワー半導体等のうち、特に優れた性能を有するもの

2. 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化する ための最新の設備（生産工程効率化等設備）

- ・事業所等の単位で炭素排出量1単位当たりの付加価値額（炭素生産性）の目標が、「3年以内に7%又は10%以上向上」を満たす計画であること



3 研究開発税制の見直し

厳しい経営環境にあつても研究開発投資を増加させる企業について、2年間の時限措置として、税額控除の上限を引き上げる（改正前：25%⇒30%）とともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率のカーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（改正前：6%⇒2%）が行われた（措法42の4）。

あわせて、クラウド環境で提供されるソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの制作に要した試験研究費を研究開発税制の対象とするなど所要の見直しが行われた。

4 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し（人材確保等促進税制）

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度を見直し、青色申告書を提出する法人が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除ができる制度とされた（措法42の12の5）。

この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%の税額控除ができることとなった。

(注1) 設立事業年度は対象外とする。

(注2) 上記の「新規雇用者給与等支給額」とは、国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く）に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいい、上記の「新規雇用者比較給与等支給額」とは、前期の新規雇用者給与等支給額をいう。

(注3) 上記の「控除対象新規雇用者給与等支給額」とは、国内の事業所において新たに雇用した者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く）に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいう。

(注4) 比較教育訓練費の額は、前期の教育訓練費の額とする。

(注5) 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額からは雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととする。

財務省資料

＜改正前＞

【要件】

- ① 継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率 3%以上
- ② 国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の95%以上
- ③ 雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること

【税額控除】

- ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除
- ・教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費 \geq 前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍)を満たす場合には控除率を5%上乘せ(→合計20%)
- ・税額控除額は法人税額の20%を限度

＜改正後＞

【要件】

- ① 新規雇用者^(※1)給与等支給額：対前年度増加率 2%以上
- ② 雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること

【税額控除】

- ・新規雇用者^(※2)給与等支給額^(※3)の15%の税額控除
- ・教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の1.2倍)を満たす場合には控除率を5%上乘せ(→合計20%)
- ・税額控除額は法人税額の20%を限度

(※1) 雇用保険法に規定する一般被保険者に限られる。
 (※2) 貸金台帳に新たに記載された者をいう。(一般被保険者以外の者を含む)
 (※3) 雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。

5 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けたもののうちその事業適応計画に従って同法の事業適応を実施するものの適用事業年度において特例対象欠損金額がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金の繰越控除前の所得の金額（その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限る）の範囲内で損金算入できる特例が創設された（措法66の11の4）。

財務省資料

事業適応計画

○事業適応計画の認定要件を満たした上、次の要件を満たす必要。

- ◆将来の成長に向けた投資内容を記載した計画を提出すること
- ◆計画期間内に達成を見込む業績目標（ROAが計画認定時の直近事業年度比5%ポイント向上など）を定めること
- ◆投資計画が企業の成長に資する内容であること（単純な維持・更新投資は対象外）
- ◆主務大臣が①計画を認定するとともに②投資実績を毎年確認



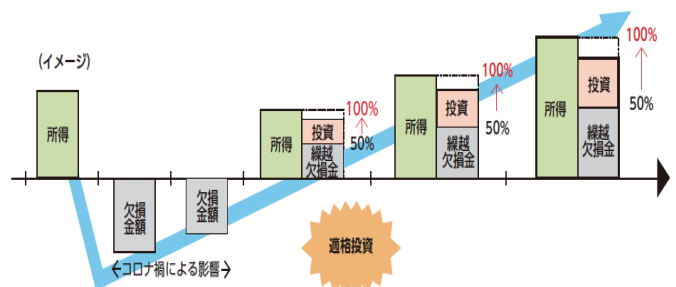
課税の特例の内容

●認定された事業適応計画に基づく果敢な投資を行う企業の繰越欠損金について以下の措置を講じる。

対象欠損事業年度	欠損金の控除限度額
2年間 [※]	最大5年間 100%控除可能

(※) 令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度

(注) この特例における欠損金の控除限度額の引上げは、対象欠損事業年度において生じた欠損金額のうち事業適応計画に従って行った投資の額に達するまでの金額を上限。

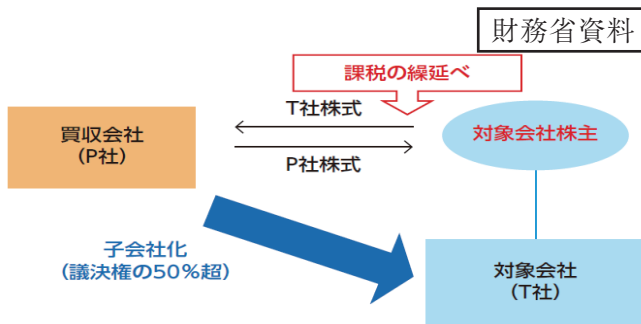


6 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

法人が、会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとされた(措法66の2の2)。

(注1) 対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限ることとし、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上が繰り延べられる。

(注2) 株式交付親会社の確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加えるとともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付する。



7 国際金融都市に向けた税制上の措置

投資運用業を主業とする非上場の非同族会社の役員に対して支給される業績連動給与について、その算定方法等が記載された事業報告書を金融庁ホームページに掲載するなど一定の要件を満たした場合には、損金算入を可能とする措置が設けられた(措法66の11の2)

8 中小企業者等の法人税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(年800万円以下の所得金額に対する税率19%→15%)の適用期限が、2年延長された(措法42の3の2)。

9 中小企業投資促進税制の延長及び見直し

中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長された(措法42の6)。

① 対象となる指定事業に次の事業が加えられた。

不動産業・物品賃貸業・料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る)

② 対象となる法人に商店街振興組合が加えられた。

③ 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものが除外された。

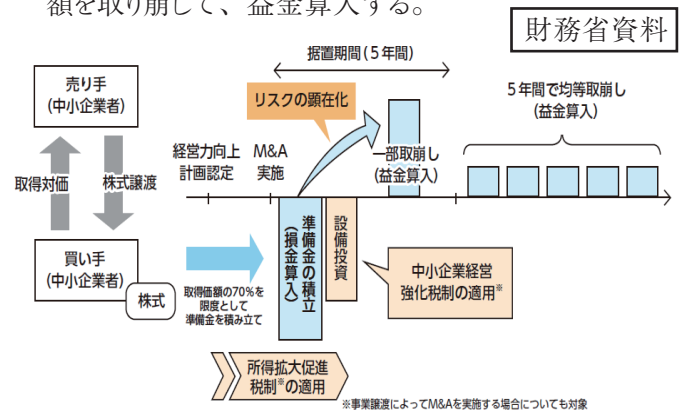
10 中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設

(1) 中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入

中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者(適用除外事業者該当するものを除く)のうち同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画(経営資源集約化措置が記載されたものに限る)の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得(購入による取得に限る)をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合(その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除く)において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとなった(措法55の2)。

(2) 中小企業事業再編投資損失準備金の戻し入れ

上記(1)の準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。



11 中小企業経営強化税制の延長及び見直し

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業経営強化税制)について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象に計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画(経営資源集約化措置が記載されたものに限る)を実施するために必要不可欠な設備を加えた上、その適用期限が2年延長された(措法42の12の4)。

12 中小企業における所得拡大促進税制の見直し
 中小企業における所得拡大促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長された（措法42の12の5）。

(1) 適用要件の見直し

適用要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件が、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件に見直しされた。

(2) 上乗せ要件の見直し

税額控除率が25%となる要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることとの要件が、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることとの要件に見直しされた。

（注）給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、次の見直しが行われた。

- ① 上記（1）及び（2）の要件を判定する場合には、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととする。
- ② 税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額は、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除して計算した金額を上限とする。

財務省資料

《改正前》	《改正後》
<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上 ②雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件[※]を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%） ・税額控除額は法人税額の20%を限度 	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上 <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件[※]を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%） ・税額控除額は法人税額の20%を限度

※教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件
 ①当期の教育訓練費と前期の教育訓練費の1.1倍
 ②中小企業等経営強化法の認定に係る計画
 （改正後）中小企業事業再編投資損失準備金制度に係る経歴力向上計画の追加）における経歴力向上の証明

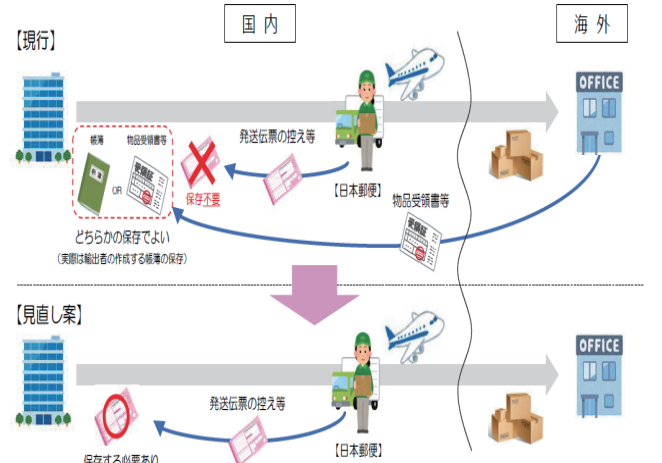
【4】消費課税

1 国際郵便による輸出免税における証明書類の保存要件の見直し

消費税の輸出免税制度の適正化を図る観点から、20万円以下の郵便による資産の輸出の場合には、輸出の事実を証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた当該郵便物の引受証及び

発送伝票の控え等を保存しなければならないことに見直しされ、令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されることになった。

自民党税制調査会資料



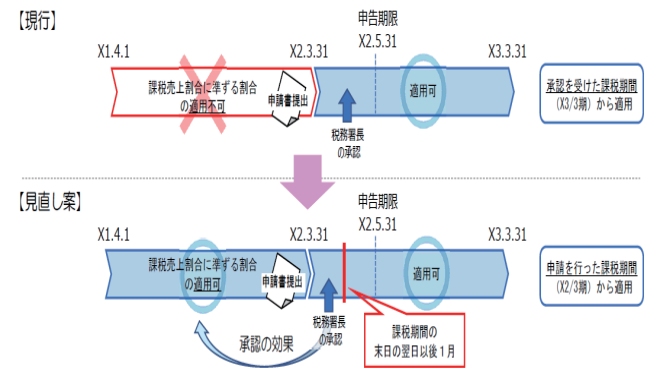
※加えて、帳簿については別規定において保存義務があるため（消法58条）、改めて輸出免税の適用のための個別の保存義務は課さないことと見直す。

2 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

消費税の仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることに見直しされた。

自民党税制調査会資料

○3月決算法人が3月末日に「承認申請書」を提出した場合

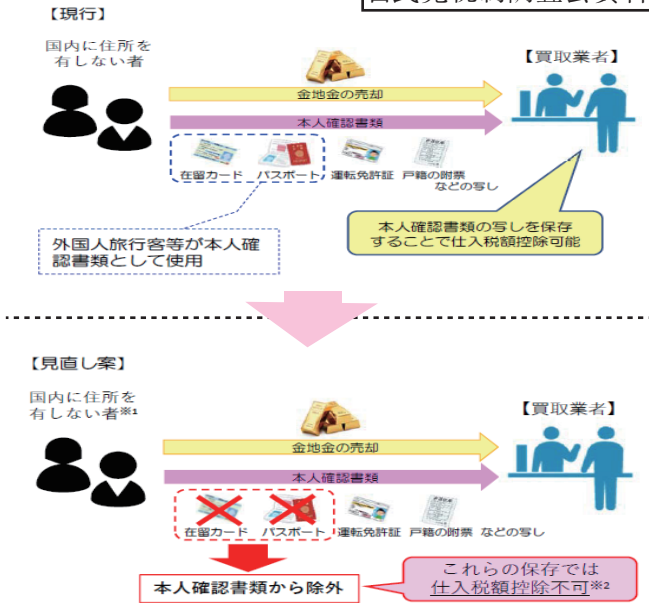


3 金地金の仕入税額控除に係る本人確認書類の見直し

金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている消費税法上の本人確認書類のうち、在留カードの写し並びに国内に住所を有しない者の旅券の写し及びその他これらに類する書類をその対象から除外されることになり、令和3年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用される。

自民党税制調査会資料

財務省資料



※1 国内に住所を有する者についても、在留カードの写しは本人確認書類から除外されることとなる。
 ※2 仕入税額控除ができないだけであり、買取業者が国内に住所を有しない者から金地金を買い取るごと自体は可能

【5】 納税環境整備

1 税務関係書類における押印義務の見直し

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置が講じられ（通法 124 他）、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用される。

地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても、同様である。

- (1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- (2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

財務省資料

税務関係書類の分類		押印の要否
原則	(1)全般(例:確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書)	不要
例外	(2)担保提供関係書類(例:不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書)	要
	(3)遺産分割協議書(例:相続税・贈与税の特例における添付書類)	

※上記のほか、国税の犯則調査手続における質問調査等への押印義務については存置とします。

2 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続が抜本的に簡素化され、令和4年1月1日から適用されることになった（電子帳簿保存法 4・7）。

帳簿等

改正前



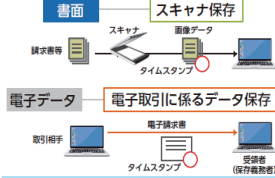
- 税務署長の事前承認が必要
- 検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフト等の利用者は紙での保存が必要

改正後

- 税務署長による事前承認を廃止。
- モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る。）も、電子データのまま保存することが可能。
- 信頼性の高い電子帳簿（優良な電子帳簿）については、インセンティブにより差別化（過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除を10万円上乗せして65万円）。

受領する請求書等

改正前



- 税務署長の事前承認が必要
- 紙原本による確認が必要のため、その処理のために出勤が必要
- 一定日数内のタイムスタンプ付与の徹底が困難
- 保存データに対する高度な検索機能を確認できない場合は紙での保存が必要

改正後

- 税務署長による事前承認を廃止。
- 紙原本による確認の不要化（スキャン後直ちに原本の廃棄が可能）。
- 電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税を10%加算。
- タイムスタンプ付与までの期間を最長約2カ月以内に統一。
- 検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定するとともに、一定の小規模事業者については不要化。

3 納税管理人制度の拡充

納税管理人制度の課題に対し、次の措置が講じられた（通法 117）。

(1) 納税管理人制度の課題

国外に転出する納税者等は、「納税申告書の提出その他の国税に関する事項を処理する必要があるとき」は、納税管理人を定め、届け出なければならない旨の義務が定められていたが、税務調査や照会文書の発送など、当局側から接触の必要性があるにもかかわらず、納税者が納税管理人を定めない場合には、当局側に取り得る措置がないため、このような非協力的な納税者に対する税務調査などが困難な場合があった。

(2) 課題に対する措置

国外に居住・所在する納税者に対して税務調査を行う必要が生じた場合には、当局からその納税者に対して納税管理人の選定・届出をすることを要請できることになった。

納税者が、上記の当局の要請に応じず、指定期限までに納税管理人の届出をしない場合には、当局が親族等の国内に所在する関連者を納税管理人として指定できることになった。

この指定については、納税者や納税管理人として指定される国内関連者の手続保証の観点から、両者に対して指定の通知を行った上で、両者による不服申立て又は訴訟が可能とされた。

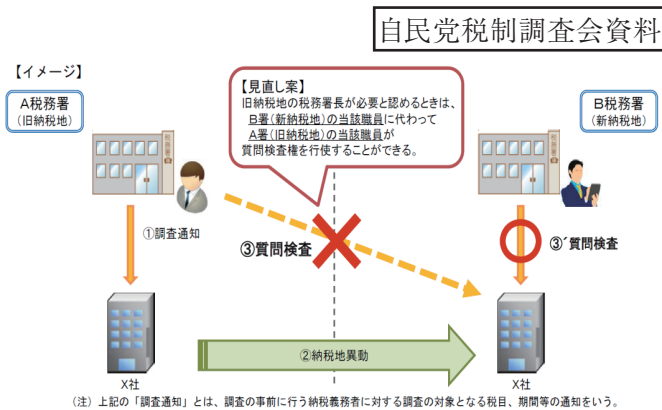
(注) 令和4年1月1日以後に行う上記(1)の要請及びその要請に基づく上記(2)の納税管理人の指定について適用される。

4 納税地の移動があった場合における質問検査権の管轄の整備

法人税・地方法人税又は消費税に関する調査につ

いて、調査通知後に納税地の異動があった場合において、その異動前の納税地の所轄国税局長又は所轄税務署長が必要であると認めるときは、その異動前の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員が質問検査権を行使することができることになった（通法742）。

上記の改正は、令和3年7月1日以後に新たに納税者に対して開始する調査及び当該調査に係る反面調査について適用される。



5 各種手続のデジタル化

次の(1)から(8)に掲げる各種手続などについて、それぞれデジタル化が図られた。

(1) スマートフォンを利用した決済サービスによる納付手続の創設

国税の納付手続について、国税を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービスに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には（税額は30万円以下に限定）、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることになり、令和4年1月4日以後に納付する国税について適用される。



(2) 国外からの納付手続の拡充

国外に住所又は居所を有する納税者が行う国税の納付について、国外の金融機関を通じて国税収納官吏の国内預金口座に送金する方法により行うことができることになった。

この場合において、その国外の金融機関を通じて送金した日に国税の納付があったものとみなして、延滞税・利子税等に関する規定を適用するほか、納付に必要な情報の提供手続等について所要の措置が講じられ、令和4年1月4日以後に納付する国税について適用される。

(3) e-Tax による申請等の方法の拡充

税務署長等に対する申請等で電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）によりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができることになり、令和3年4月1日以後に行う申請等について適用される。

(4) 処分通知等の電子交付の拡充

電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等について、その範囲に次の処分通知等が加えられた。

- ① 加算税の賦課決定通知書の送付（令和4年1月1日以後に行う送付に適用）
- ② 所得税の予定納税額等の通知（予定納税額の減額承認申請に対する処分に係る通知を含む）（令和5年1月1日以後に行う通知に適用）
- ③ 国税還付金振込通知書の送付（令和5年6月1日以後に行う送付に適用）

(5) クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備

支払調書等の提出をする者は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、クラウド等（国税庁長官の定める基準に適合するものであることについてそのクラウド等を管理する者が国税庁長官の認定を受けたものに限り）に備えられたファイルにその支払調書等に記載すべき事項（以下「記載情報」という。）を記録し、かつ、税務署長に対してそのファイルに記録されたその記載情報を閲覧し及び記録する権限を付与することにより、支払調書等の提出をすることができることとするほか、所要の措置が講じられた。

(6) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に固定資産税・都市計画税・自動車税種別割及び軽自動車税種別割が追加され、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じて電子的に納付を行うことができるよう、所要の措置が講じられ、令和5年度以後の課税分について適用される。

(7) 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合には、市町村はeLTAX及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付するものとし、令和6年度分以後の個人住民税について適用される。

(8) 軽自動車税関係書類のオンライン化

軽自動車税環境性能割及び種別割の申告又は報告並びに継続検査時における種別割の納付の有無の事実の確認について、国の関連システムの更改時期に合わせて、オンライン手続により行うことが可能となる。

■TAINSメールニュース No.505 2021.01.07

重加算税／隠蔽、仮装の認定／翌事業年度に計上すべき修繕費

(令02-03-10 公表裁決 一部取消し J118-1-03)

本件は、請求人が、建物の修繕工事に係る費用を損金の額に算入して法人税の確定申告をしたところ、原処分庁が、請求人の代表取締役は、当該修繕工事が事業年度終了の日までに着工すらしておらず、当該修繕費を損金の額に算入できないことを認識した上で、当該修繕工事の施工業者であるH社に請求書を発行させることによって損金の額に算入したのであるから、その行為は事実の仮装に当たるとして重加算税の賦課決定処分等をしたのに対し、請求人が、仮装の事実はないとして一部の取消しを求めた事案です。審判所は次のとおり判断し、本件賦課決定処分のうち、過少申告加算税相当額を超える部分を取り消しました。

本件修繕工事につき、H社により施工されることが確かな

ものとして施主である請求人側から依頼があれば、竣工前に請求書を発行したとしてもあながち不自然とは言いきれず、また、請求書の納品日欄については、H社の請求書発行に係るシステムの便宜上「3. 30」と入力されたにすぎない可能性も否定できない。

本件事業年度の総勘定元帳、決算書等は、いずれも請求人の税務代理人により作成されたものであり、請求人代表者に税務会計に関する知識や認識があったと認めることはできない。原処分庁の主張する「相手方との通謀による虚偽の証ひょう書類の作成」及び「帳簿書類への虚偽記載」の各事実を認めることはできず、通則法68条1項に規定する仮装に該当する事実があるとは認められない。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 J118-1-03

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

■TAINSメールニュース No.506 2021.01.14

訴訟上の和解は「判決」に該当するか～後発的事由による更正の請求の特則～

(令01-06-21 非公開裁決 棄却 F0-3-673)

請求人が、相続財産の範囲確定等請求訴訟において和解が成立したことにより相続財産が確定したなどとして、相続税法第32条(更正の請求の特則)の規定に基づく更正の請求をしたのに対し、原処分庁が、当該和解は相続税法施行令第8条(更正の請求の対象となる事由)第2項第1号に規定する「判決」には当たらないなどとして、更正の請求の一部を認める更正処分をしたところ、請求人が、原処分の全部の取消しを求めた事案です。審判所は次のように判断しました。

相続税法第32条第1項第6号は、後発的事由の一つとして、「前各号に規定する事由に準ずるものと

して政令で定める事由」と規定し、これを受けた相続税法施行令第8条第2項第1号は、「相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決」と規定している。その解釈は、原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うべきではないと解され、判決に和解を含むと規定していないから、本件和解は「判決」に該当しない。

本件和解により、本件各債権(A社に対する貸付金、未収家賃、未収給料)及び本件債務(貸金返還債務)について、相続税法第32条第1項第6号に規定する後発的事由を理由とした更正の請求を認めることはできない。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 F0-3-673

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

■TAINSメールニュース No.507 2021.01.21

土地の評価～騒音により利用価値が著しく低下しているとして全部取消し～

(令02-06-02 公表裁決 全部取消し J119-3-04)

請求人は、相続により取得した土地について、国税庁ホームページのタックスアンサー「No. 4617利用価値が著しく低下している宅地の評価」(本件取扱い)に該当するとして相続税の更正の請求をしました。本件は、請求人が、原処分庁の減額更正処分を不服として、審査請求に及んだ事案です。

審判所は、請求人の騒音の測定結果に一定の信用性を認め、審判所の現地調査の結果や固定資産税評価額については、d鉄道e線の鉄軌道中心線から10m以内に存する場合の鉄道騒音補正率0.90を適用して算定されていることなどから、次のとおり判断して、原処分の全部を取り消しました。

本件土地については、(1)本件路線価に騒音の要

因がしんしゃくされていないこと、(2)d鉄道e線の列車走行により、相当程度の騒音が日常的に発生していたと認められること、(3)当該騒音により、その地積全体について取引金額が影響を受けていると認められることから、本件土地の全体につき、騒音により利用価値が著しく低下している宅地として本件取扱いにより減額して評価すべきものと認められる。したがって、本件土地の評価額は、本件土地全体を利用価値が低下していないものとして評価した場合の価額から、当該価額に10%を乗じて計算した金額を控除した価額により評価するのが相当である。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 J119-3-04

(税法データベース編集室：藤原 眞由美)



TAINSメールニュース No.508 2021.01.28

居住用財産の特別控除／譲渡土地上の2棟の家屋は一構えの家屋に該当するか

(令02-06-19 公表裁決 一部取消し J119-2-03)

請求人は、2階の一部が渡り廊下で接合されている甲家屋と乙家屋(子所有)は併せて一構えの一の家屋と認められるから、いずれの家屋の敷地も措置法35条1項の特例の適用があるとして申告したところ、更正処分等を受けました。

審判所は、一構えの家屋については認めませんでした。譲渡収入金額の算出方法については原処分庁と異なる判断をして処分の一部を取り消しました。

各家屋は、それぞれ、玄関、台所、風呂及び便所を備え、電気、ガス、水道及び固定電話回線の各設備を有し、その規模、構造、間取り、設備の状況からすれば、各家屋はそれぞれ独立した居住用家屋であることから、併せて一構えの

一の家屋であるとは認められず、乙家屋敷地について特例を適用することはできない。

原処分庁は、措通31の3-7《店舗兼住宅等の居住部分の判定》を適用して、甲家屋と乙家屋の「延床面積の割合」により、甲家屋敷地に係る譲渡収入金額を算出している。しかし、特例対象となる居住用家屋とならない居住用家屋が混在している場合には、措通31の3-12《居住用家屋の敷地の判定》を適用し、甲家屋敷地の面積は、甲家屋と乙家屋との「建築面積の割合」により、これを算定するのが相当である。本件の建築面積は不明であるが、家屋の各階の登記上の床面積のうち、最も広い面積を建築面積の代わりに用いるのが合理的である。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 J119-2-03

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

TAINSメールニュース No.509 2021.02.04

納税猶予期限の確定事由である「譲渡」該当性～農地の共有持分の交換～

(令02-01-16 札幌高裁 棄却 上告等 Z888-2329)

控訴人は、遺言に基づき、亡父から各農地を相続し、相続税の納税猶予を受けていましたが、姉妹Qらから遺留分減殺請求訴訟を提起され、各農地の持分8分の3の所有権移転登記後、平成13年に控訴人とQらとの間で、共有持分を交換(本件交換)するという訴訟上の和解が成立しました。本件では、主に本件交換が、納税猶予期限の確定事由である「譲渡」に該当するか否かが争われました。

札幌高裁では、原判決を維持し、次のとおり判断し、控訴人の請求を棄却しました。その後、控訴人は上告しましたが、上告棄却・不受理で確定しました。

所得税法33条1項が「資産の譲渡」による所得に課税をすることと措置法70条の6第1項が「特例農地等」に係る相

続税の納税を猶予することとはその制度趣旨を異にしており、「資産の譲渡」の解釈と措置法の「譲渡」の解釈を全く同一にしなければならないものではない。「特例農地等」の相続税の納税猶予制度の枠組みに加え、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきではないことをも考慮すれば、「譲渡等」に当たるか否かは形式的に判断すべきである。

本件交換は、農地9に係る控訴人の共有持分を控訴人からQらに移転する一方、農地1～農地8に係るQらの共有持分をQらから控訴人に移転するものである。一般に、資産を移転させる行為を譲渡というから、本件交換は「譲渡」に当たる。本件交換が共有物の現物分割の性質を有することは、結論を左右しない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2329

(税法データベース編集室：依田 孝子)

税理士がつくる、税理士のためのデータベース

無料お試し会員受付中



お試し会員へ
の申し込み方法

- STEP.1** お手元に税理士登録番号をご用意ください。フォーム入力の際に必要なになります。
- STEP.2** **お試し会員申込みフォーム** <https://app6.tains.org/form/trial/> より、必要事項をご入力いただき、送信してください。
- STEP.3** 送信いただいた内容に沿って、事務局にて照会・会員登録作業を行います。
- STEP.4** お客様宛に利用可能の旨が記載されたメールが届きます。内容に沿ってTAINSをご利用ください。

■TAINSメールニュース No.510 2021.02.18

取得費加算の特例の適用を求める更正の請求／特定口座での上場株式等の譲渡

(令02-04-07 東京地裁 却下、棄却控訴 Z888-2341)

原告らは、相続により取得した上場株式等を、源泉徴収を選択した特定口座に預け入れ、平成27年中に、これら上場株式等を譲渡しました。原告らは上記譲渡所得を含めずに確定申告を行いました。その後、措置法39条1項に規定する相続税額の取得費加算の特例を適用して更正の請求をした事案です。

東京地裁は、本件更正の請求は、国税通則法23条1項に定める更正の請求要件を満たしていないとして、請求を棄却しています。

措置法37条の11の5は、源泉徴収選択口座において生じた上場株式等の譲渡所得について、申告不要の特例を設けたものであるところ、申告不要の特例を選択す

るか、あるいは、これを選択せずに当該源泉徴収選択口座において生じた上場株式等の譲渡所得を除外することなく申告するかは、確定申告時の納税者の自由な選択に委ねられている。

仮に、納税者が申告不要の特例を選択したことによって、これを選択せずに当該源泉徴収選択口座において生じた上場株式等の譲渡所得を除外することなく申告をした場合と比べて納付すべき税額が過大となったり、又は、還付金の額に相当する税額が過少となったりしたとしても、これをもって「国税に関する法律の規定に従っていないこと」に当たるとはいえない。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2341

(税法データベース編集室：草間 典子)

■TAINSメールニュース No.511 2021.02.25

差押処分／納付義務の承継／法定単純承認事由となる相続財産の処分

(令02-04-17 公表裁決 全部取消し J119-1-01)

本件は、滞納法人の納税保証人(本件被相続人)の配偶者である請求人に対し、原処分庁が、請求人名義の金融機関の口座(本件口座)に振り込まれた本件金員は相続財産に該当するところ、請求人が本件金員を受領、出金及び返納した行為は、いずれも民法第921条《法定単純承認》第1号に規定する相続財産の「処分」に該当するから、請求人の相続放棄は認められず、請求人は本件被相続人の納付義務を承継するとして、請求人名義の不動産を差し押さえたのに対し、請求人がその取消しを求めた事案です。審判所は次のとおり判断し、本件各差押処分は違法であると判断しました。

請求人が、本件口座から出金した本件金員相当額の50

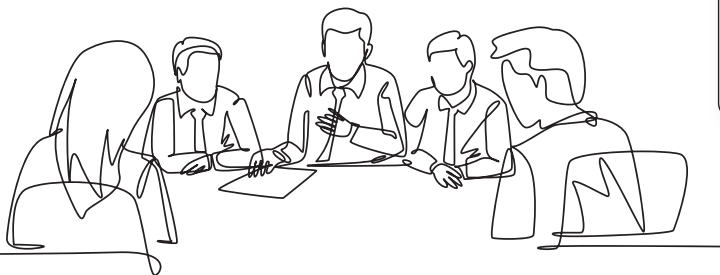
万円を費消していたという事実は認められない。そうすると、本件においては、本件相続に係る相続財産の経済的価値を減少させる請求人の行為があったと言い難いことから、請求人が本件口座から本件金員相当額の現金を出金したことのみでは、相続財産の処分に該当する事実があったとはいえない。請求人は、相続放棄の申述が有効となった平成〇年〇月〇日より後の同月27日に本件金員相当額の50万円をKに送金しているが、仮に当該送金が本件金員の返金であり、「相続財産の処分」に該当する行為であるとしても、相続放棄の申述が有効となった日より後の行為であるから、この行為に民法第921条第1号を適用することはできない。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 J119-1-01

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

税理士職業賠償責任保険



「うっかりミス」
「思い込みミス」を防ぐため、
いま一度の確認をお願いします。

届出書提出状況の確認が、
事故防止につながります。

保険代理店

(株)日税連保険サービス 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 ホームページ [ぜいばいほけん](#) 検索



■TAINSメールニュース No.512 2021.03.04

土地建物の評価における「特別の事情」の有無～
評価通達6を適用～

(令02-06-24 東京高裁 棄却 上告等 Z888-2346)

控訴人らが、相続で取得した各不動産について、評価通達の定めによって評価することが著しく不相当とは認められず、本件相続開始時における相続税法22条に規定する時価を本件各鑑定評価額とするは違法であるなどとして、被控訴人に対し、各更正処分等の取消しを求める事案です。

当裁判所は、原審(東京地裁・Z888-2271)と同様に次のように判断し棄却しましたが、控訴人は、上告及び上告受理申立てをしています。

各通達評価額が、各鑑定評価額、各不動産売却額等と相当程度かい離して相続税額にも相当額の差を生じており、これらについて、被相続人及び控訴人らが意図してあえて実行したものと認められることからすると、各不動産につい

ては、評価通達の定めによって適正な時価を適切に算定することが困難であると認めるのが相当である。各不動産については、評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くと、各不動産の購入及び各借入れに相当する行為を行わなかった他の納税者との間で、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害し、法の趣旨及び評価通達の趣旨に反することになる。本件は、評価通達に定められた方法によることが不当な結果を招来すると認められるような特別の事情がある場合に当たり、評価通達の定めの方法以外の他の合理的な方法によって評価することが許される。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2346

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

■TAINSメールニュース No.513 2021.03.11

税理士損害賠償～コンサルティング業務等に係る報酬の詐取等の有無～

(令02-07-30 東京地裁 一部認容一部棄却 Z999-0176)

被告Y1は、顧問税理士として、また被告会社の代表取締役として、原告会社の事業承継等についてのコンサルティング業務等に携わっていました。本件は、複数の業務に関し、報酬の重複請求ないし詐取の有無などを争点とした損害賠償等請求事件で、原告会社は、約2億4700万円の損害金の支払を求めました。

東京地裁は、株価引き下げ業務については、報酬の詐取は認められないとしましたが、被告らは合計約1億900万円の債務を負うと判示しました。

欠損金の還付支援業務の成功報酬は、独自の業務実態が認められず、還付請求書の作成報酬との重複請求である。その額は不相応に高額であり、報酬目当てという不正な

動機もわかれ、不当性、不合理性が著しく、被告Y1が報酬を詐取したと認められる。したがって、報酬相当額1200万1433円につき、被告Y1は不法行為責任に基づき、被告会社は、役員等の第三者に対する責任及び代表者の行為についての責任に基づき、原告会社に対し、損害賠償義務を負う。

株式交換による組織再編業務については、無意味な業務の実行により不相応に高額な報酬を取得し、暴利行為があったと認められる。したがって、この業務にかかる委嘱契約は、暴利行為により無効であり、報酬相当額1374万6600円の損失につき、被告会社は、原告会社に対し、不当利得返還義務を負う。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z999-0176

(税法データベース編集室：藤原 眞由美)

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。 税理士業界一筋45年余の信頼と実績

報酬自動支払制度が選ばれる理由

- 理由1 未収金を防ぎ業務負担を大幅に軽減!
- 理由2 基本料金0円! 関与先1件335円で利用可能! *郵送型「POST」の場合
- 理由3 総合的な売上管理が可能! *ネット型「e-NET」(売上管理型)の場合
- 理由4 確定申告や相続税の申告など 不規則の報酬にも対応!

用途に応じて選べる2つの方式

<p>POST 郵送型 帳票を毎月郵送</p> <p>まずは1件から始めたい先生におすすめです。</p> <p>■ 利用料金 基本料…………… 無料 口座振替請求手数料…………… 335円/件</p>	<p>e-NET ネット型 ネットで管理も楽々</p> <p>集金管理の効率化を図りたい先生におすすめです。 [e-NETの集金支援システム特許取得(特許第5117097号)]</p> <p>■ 利用料金…………… 1,800円/月 (5日と28日両方の振替日をご利用の場合は、2,100円/月となります。) 口座振替請求手数料…………… 240円/件</p>
---	---

ネット型「e-NET」新機能リリース
税理士先生に代わり関与先様へ「請求書」をメールで無料送信する新サービスを始めました。
*表示金額に消費税は含まれません。

➔ (報酬自動支払制度)オンライン説明始めました。 ➔ オンライン説明をご希望の方は、お電話または、メールでお申し込みください。 電話番号 03-3345-8888 アドレス h-shiryu@nichizei.com

東京税理士協同組合 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 〒151-0051 https://www.tozeikyo.or.jp

お問合せ 資料請求 **0120-155-551** ホームページからどうぞ

東京税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス

■TAINSメールニュース No.514 2021.03.18

3月18日配信のメールニュースに掲載しておりました
判決につきましては、掲載を見送っております。

■TAINSメールニュース No.515 2021.03.25

小規模宅地特例における生計一要件の該当性～
成年後見人の事業用宅地～

(令02-12-02 横浜地裁 棄却 控訴 Z888-2343)

丙の相続人である甲(丙の甥・養子)は、甲が大工業の用に供している土地を丙から相続し、甲が丙の成年後見人であったことなどから、小規模宅地等の特例(本件特例)を適用し、相続税の申告をしましたが、藤沢税務署長から、丙と甲は「生計を一にしていた」とは認められず、本件特例を適用することはできないとして、相続税の更正処分等を受けました。本件はその取消しを求めるものです。

裁判所では、次のとおり判断し、本件特例は適用できないとしました。

日常の生活費の管理状況、甲と丙は同居していないこと、甲は丙を扶養親族としていないことなどから、甲と丙とは、居住費、食費、光熱費、その他日常の生活に係る費用の全部

又は主要な部分を共通にしていた関係にはなく、日常生活の糧を共通にしていたとはいえず、「生計を一にしていた」とは認められない。

原告(甲、その訴訟承継人乙)は、甲が、丙の成年後見人となっていたという特殊性を考慮すれば、日常の生活の糧を共通にしていたといえ、生計一要件を充足するものと解すべきであると主張するが、原告が主張する甲の丙に対する生活面での種々の貢献や丙の成年後見人としての財産管理は、甲の丙に対する成年後見人としての報酬請求権や本件相続における甲の寄与を基礎付けるものではあっても、宅地等の処分の制約や担税力の減少を基礎付けるものとはいえず、原告の主張する事情は、生計一要件を基礎付けるものであるとはいえない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2343

(税法データベース編集室：依田 孝子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&Amaster・速報税理・ProfessionJournal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、この情報は、TAINS 本体の判決・裁決等からリンクしており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができますほか、雑誌自体の検索も可能となっています。



全税共はVIP・年金の拡販を通じて

税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

◆全税共の事業◆

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
 経営者保険総合プラン 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
 経営者スーパープラン ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
 団体所得補償保険 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
 新・団体医療保険 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
 介護・がん補償保険 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等)顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン手配サービス
 ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか



2021年3月4日 TAINS ホームページにて公開していた三木編集長の対談動画を、TAINS 研修サイトに掲載することといたしました。研修サイトは、TAINS ログイン後の画面上部メニュー「研修サイト」のリンクよりご覧いただけます。(1)「査察と税理士」(対談相手：弁護士 山下清兵衛氏)(2)「税理士と損害賠償」(対談相手：弁護士 内田久美子氏)(3)「事業承継と税理士」(対談相手：税理士 牧口晴一氏)

※これらの動画は日税連の研修受講時間にはカウントされません。また、TAINS をより良いコンテンツとするため、アンケートを実施しております。アンケートは動画視聴終了時に表示されます。是非ご回答くださいますようお願いいたします。詳しくはHPをご確認ください。<https://www.tains.org/>

三木編集長の対談動画シリーズ



(山下清兵衛弁護士)

- ① 査察と税理士 黙秘権 (2020年7月)
- ② 査察と税理士 告発されないための活動 (2020年10月)
- ③ 査察と税理士 調査説明会でのチェックポイント (2020年10月)



(内田久美子弁護士)

- ① 税理士と損害賠償 税理士が負う債務とは (2020年7月)
- ② 税理士と損害賠償 契約書作成の注意点 (2020年7月)
- ③ 税理士と損害賠償 相続税事案の注意点 (2020年11月)
- ④ 税理士と損害賠償 税賠対応策、交渉段階の注意 (2020年11月)
- ⑤ 税理士と損害賠償 (2020年11月)



(牧口晴一税理士)

- ① 事業承継と税理士 定款 (2020年7月)
- ② 事業承継と税理士 納税猶予のメリット・デメリット (2020年10月)
- ③ 事業承継と税理士 納税猶予と事業承継 (2020年10月)
- ④ 事業承継と税理士 特例承継計画 (2020年10月)
- ⑤ 事業承継と税理士 事業承継と法制度 (2020年10月)



2021年3月12日【TAINS研修サイトの更新について】近畿税理士会よりご提供いただきました下記2テーマを新たに追加いたしました。ログイン後、右上部「研修サイト」をクリックすると画面が移動し、オンデマンド研修を受講できます。また、この研修は税理士会が実施する研修となり、視聴後に受講管理システムへのリンクボタンが表示され、受講時間を登録することができます（近畿税理士会において既に視聴された方は、再度登録することはできません）。

近畿税理士会 TAINS を利用した判例研究研修会 判決・裁決の読み方 2020年12月14日収録	
講師	前川 武政 (調査研究部長) 東 紘太郎 (情報化対策部副部長)
再生時間	2 時間
研修時間	2 時間
研修資料のダウンロード	201214resume_1.pdf 201214resume_2.pdf

近畿税理士会 TAINS を利用した判例研究研修会 2020年9月17日収録	
講師	柏木 英樹 (税理士)
再生時間	1 時間 30 分
研修時間	1 時間 30 分
研修資料のダウンロード	200917resume.pdf

TAINS AI セミナー エンジニアの視点からみた AI の実践的活用 ～法律分野における活用事例から～ 2020年10月9日収録	
講師	舟木 類佳 (株式会社 LegalForce 執行役員)
進行役	酒井 啓司 (当財団副会長)
再生時間	1 時間 30 分
研修時間	1 時間 30 分

改正消費税法の ファイナルチェック 2019年3月22日収録	
税理士	熊王 征秀 (東京税理士会 武蔵野支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	1. 前編 1 時間 25 分 2. 後編 1 時間 8 分
研修時間	3 時間
研修資料のダウンロード	190322 resume.pdf

TAINS の活用によりひもどく、役員 給与実務の分岐点 2016年12月7日収録	
税理士	小林 俊道 (東京税理士会 神田支部)
コーディネータ税理士	小菅 貴子 (東京税理士会 本郷支部)
再生時間	1. 前編 1 時間 16 分 2. 後編 1 時間 16 分
研修時間	2 時間 30 分
研修資料のダウンロード	161207resume.pdf

推計取得費の検討と実務的対応 2018年1月16日収録	
税理士	若林 俊之 (東京税理士会 足立支部)
コーディネータ税理士	草間 典子 (東京税理士会 足立支部)
再生時間	2 時間
研修時間	2 時間
研修資料のダウンロード	180116data.pptx 180116resume.docx

人工知能・高度情報社会における 税務・会計のあり方を考える 2016年11月7日収録	
講師	(東京大学大学院学際情報学府) 博士課程 加瀬 郁子
コーディネータ税理士	—
再生時間	1 時間
研修時間	1 時間
研修資料のダウンロード	161107seminar.pptx

TAINS を利用した「所得税トラブル 事例の検討」 2016年11月10日収録	
税理士	土屋 栄悦 (東京税理士会 渋谷支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	2 時間
研修時間	2 時間
研修資料のダウンロード	161110resume.pdf

税理士が知っておきたい「金融支援と創業支援」のポイント —金融支援フレームの転換期に税理士に求められることは?— 2016年11月22日収録	
税理士	湊 義和 (東京税理士会 麹町支部)
コーディネータ税理士	—
再生時間	2 時間
研修時間	2 時間
研修資料のダウンロード	161122resume.pdf data-1.pdf data-2.pdf

「裁決・判例等からみた相続税財産評価の留意点」 2016年12月5日収録	
税理士	川島 雅 (東京税理士会 神田支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	2 時間
研修時間	2 時間
研修資料のダウンロード	161205rsume.pdf

誤りやすい消費税の実務—重要判決・裁決の確認と TAINS の活用— 2015年11月10日収録	
税理士	熊王 征秀 (東京税理士会 武蔵野支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	1. 前編 1 時間 5 分 2. 後編 1 時間 12 分
研修時間	2 時間
研修資料のダウンロード	151110resume.pdf

TAINS を活用した役員給与に関する研修会 —役員給与の諸問題— 2016年10月3日収録	
税理士	湊 義和 (東京税理士会 麹町支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	2 時間
研修時間	2 時間
研修資料のダウンロード	161003resume.pdf

裁判例から見る借地権課税の留意点 2017年4月19日収録	
税理士	若林 俊之 (東京税理士会 足立支部)
コーディネータ税理士	草間 典子 (東京税理士会 足立支部)
再生時間	1. 前編 46 分 2. 中編 50 分 3. 後編 1 時間 6 分
研修時間	2 時間 30 分
研修資料のダウンロード	170419resume.pdf 170419slide.pdf

TAINS で使える便利な書式集

日本法令が提供する書式集で、ビジネス文書 830、契約書式 250、内容証明 470、会社規程 120、各種申請書 670+40（マイナンバー）が利用できます。

※利用に際しては、マイクロソフト社の Word、Excel が必要になります。



各種申請書
・届出書

- 労働基準監督署 ・労働保険料徴収法等・労働基準法（監督等）・労働基準法（時間等）
・労働基準法（賃金等）・労働者災害保険法（業務災害等）・労働者災害保険法（通勤災害等）
・労働者災害保険法（遺族補償等）・労働安全衛生法等
- 公共職業安定所 ・労働保険料徴収法等・雇用保険法（適用等）・雇用保険法（給付等）
・雇用保険法（個人番号等）
- 年金事務所 ・健康保険法（適用等）・厚生年金保険法（共通の適用等）・厚生年金保険法（適用等）
- 協会けんぽ ・健康保険法（給付等）
- 税務署 ・所得税法等・法人税法・消費税法・市区町村
- 警察署 ・道路交通法等
- 国土交通省 ・建設業に関するもの
- 登記所（法務局） ・商業登記・不動産登記



ビジネス文書

- ・社内文書・社外文書
- ・税理士向け挨拶・通知文例
- ・メール文例
- ・英文メール文例



マイナンバー
関連書式

- ・社内書式
- ・従業員用書式
- ・支払調書該当者用書式
- ・委託先用書式



契約書

- ・継続的売買取引・土地の賃貸借契約・建物の賃貸借契約・動産の賃貸借契約
- ・使用貸借契約・金銭貸借契約・抵当権・根抵当権・債権譲渡・仮登記担保設定契約
- ・動産譲渡担保契約・贈与契約・委任・委託契約・労働契約・請負契約・支配人選任契約
- ・経営委任契約・商取引開始から終了まで、その他・知的所有権契約・合併契約・株式譲渡契約
- ・営業譲渡契約・企業提携に関する契約・土地建物の売買契約、建物の売買契約
- ・近隣に関する契約・成年後見に関する契約・介護に関する契約



内容証明

- ・土地の貸借・建物の賃貸
- ・不動産売買・金融取引
- ・その他の取引・会社の運営
- ・社会生活上のトラブル
- ・親族・相続



会社規程

- ・経営・人事・総務関係規程
- ・業務・管理関係規程
- ・建設業の社内規程



事例別検索

- ・社員に関わる手続
- ・会社に関わる手続



ビデオライブラリ

- ・2時間で分かる決算書の見方
- ・2時間でできる人事考課評定者トレーニング
- ・問題社員を見抜く採用・面接の選考テクニック
- ・これだけは知っておきたい改正高年齢者雇用安定法



ビジネスサポート
web セミナー

- 2017年改正個人情報保護法の注意点
- 最高裁判決からみるメンタルヘルス

ダウンロードランキング

1. ◆労働条件通知書兼雇用契約書
2. ◆出向協定書
3. ◆コンサルティング業務委託契約書
4. ◆取締役会議事録 一部退任、就任、重任の場合（株式会社・役員）
5. ◆金銭消費貸借契約書（汎用モデル〔分割払い〕）
6. ◆株式譲渡契約書（譲渡側）
7. ◆所有株数証明書兼株主名簿記載事項証明書（株券不発行会社）
8. ◆駐車場賃貸借契約書（貸主側）
9. ◆土地使用貸借契約書
10. ◆金銭消費貸借契約書（連帯保証付、一般・非事業用〔分割払い〕）

1 税法データベース収録情報一覧 2021.3.31現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,161	3,304	1,533	306	516	352	801	12,973
裁 決	2,084	1,573	1,158	450	226	10	1	5,502
通 達	3,596	4,690	2,193	743	21	0	246	11,489
相談事例	1,912	3,997	2,926	2,409	125	1	346	11,716
その他文書	0	0	0	0	0	0	94	94
行政文書	84	141	0	19	2	0	1,965	2,211
計	13,837	13,705	7,810	3,927	890	363	3,453	43,985

・裁決には、非公開裁決3,304件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は9,109件です。

2 収録期間

2021.3.31現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和3年2月26日まで	
	裁 決	裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和2年6月19日まで
その他		判決・裁決 令和2年9月14日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧

2021年3月31日現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,323	27
東 京 地 方	687	6
千 葉 県	249	2
関 東 信 越	560	5
近 畿	1,226	3
北 海 道	199	1
東 北	338	1
名 古 屋	484	4
東 海	332	4
北 陸	157	1
中 国	331	1
四 国	170	2
九 州 北 部	291	2
南 九 州	232	2
沖 縄	74	0
小 計	7,653	61
そ の 他	243	
合 計	7,957	

TAINS 研修会のお知らせ

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部地域を除いて会場型研修は開催を見合わせております。

なお、会員ページの「研修サイト」からはオンデマンド研修を配信しており、視聴後に受講時間を登録できます。



TAINS 2021年春号

- 発行日／2021年4月15日(VOL.27 通巻第226号)
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／西村 高史
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail : info@tains.or.jp
- HP : https://www.tains.org

欲しい情報にたどり着く、進化した検索エンジン!! シンプルで使いやすくなった TAINS をご活用ください。

誰でも簡単に
検索できる!!



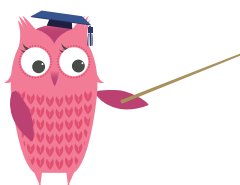
欲しい情報にたどり着く
ハイブリッド検索!

読みやすい
判決・裁決!!

TAINSで
研修がうけられる。

TAINSとは

TAINS (税理士情報ネットワークシステム) は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されています。税務に関する判決、裁決、通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。**TAINS は今回のバージョンアップで TAINS6.1 に進化しました。**新しくなった検索エンジンで、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。**ぜひTAINSにアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。**



■ 新しいアルゴリズムで進化した検索エンジン



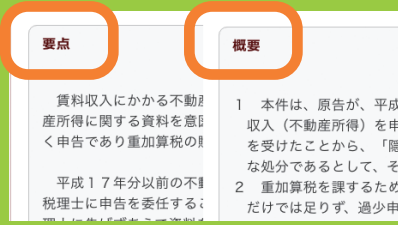
新しくなったフリーワード検索と TAINS キーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索で、税理士が欲しい情報にたどり着けます。

■ 一度の検索で外部サイトと連携して情報を表示。



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

■ 税理士視点の「要点」と「概要」で裁決・評決を読みやすく。



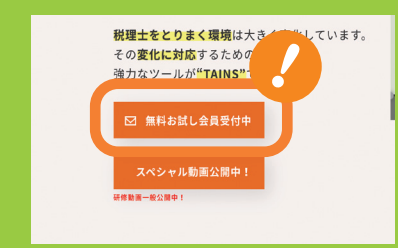
判決・裁決については、『本文』に加えて、裁判官視点でまとめた『概要』、税理士視点による『要点』を収録しています。

■ スマートフォンにも対応。



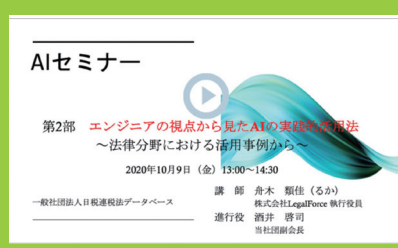
調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。

■ 退会者・お試し会員期間終了者の方はチャンスです。



今回のバージョンアップの特典として、退会者・お試し会員終了者にも再度お使い頂けます。

■ オンデマンドによるビデオ研修をTAINSで受講できます。



会員になると日税連研修システムと連携したビデオ研修が受けられます。



税理士の方であれば、30日間無料でお試しいただけます(退会者・お試し会員期間終了者も再度入会可能となります)。
www.tains.org トップページ無料お試し会員受付中のボタンから!! 是非お試しください。

■ 「無料お試し会員」で体感



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応

個人会員 <small>税理士個人の方はこちら。</small> 月払い 2,018円 (税込) 年払い 22,186円 (税込) <small>月払いよりも年間2,000円お得です</small>	法人会員 <small>税理士法人で3ライセンス以上ご利用の方はこちら。</small> 月払い 4,037円 (税込) 年払い 44,372円 (税込) <small>月払いよりも年間の4,000円お得です</small>
--	---

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

■ お得な年会費制度

24,216円 → **22,186円**
(月払いの場合) (年払いの場合)

お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。

FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。



※無料お試し会員はこちらから!!

入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士 (法人) 登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名/法人名			
メールアドレス*1			
会費等支払方法*2 どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間*3 どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的(メールニュース・研修等のTAINSからのお知らせ)の範囲内で適切に取り扱いたします。
 ※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。
 ※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。
 ※お申込み確認後、ID及びパスワードをメールでお知らせいたします。
 ※入会月は無料です。
 ※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
 TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
 Mail: info@tains.or.jp HP: <https://www.tains.org>

次の世代につなげていきたいもの それは 税理士同士の助け合い

日本税理士共済会は昭和 28 年に西日本を襲った大水害から
仲間を助けるべく立ち上がった当時の税理士によって創立されました。

その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。

弊会独自の「災害見舞金」制度と「会務従業者見舞金支援」制度は、
弊会ご案内の各制度にご加入の皆様にご負担いただいている制度運営費によって支えられ、
近年の災害時にも役立てられています。

一人ひとりのやさしいところの寄り添いが、大きな助け合いの輪に一。

「にちぜいきょうさい」は、この輪を次の世代につなぐためのバトンとして、引き続き活動してまいります。
是非とも皆様のご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 **江本 英仁**（関東信越税理士会 会長）



税理士 団体保障

選べる医療保障 マイセレクト

団体介護保障

おしどり保障

所得補償

個人年金

普通年金

大型年金

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら

